

第 8 章 健 康 学 習

第 1 節 重 点 目 標

1 学校安全

自他の生命を尊重し、安全な行動ができる人間の育成

- (1) 児童生徒等に、事件・事故や地震等の災害からの危険回避能力を身に付けさせるとともに、教職員の指導力の一層の向上を図り、安全学習と安全指導の両面から安全教育の充実に努める。
- (2) 児童生徒等の安全を確保するため、学校の施設・整備等の安全点検、危機管理マニュアルの作成、連絡体制等の整備など、安全管理の充実に努める。
- (3) 学校、家庭、地域及び関係機関・団体との連携を一層推進し、情報の迅速かつ確実な共有及び地域ぐるみの学校安全体制の推進を図る。

2 学校保健

児童生徒等の生涯にわたる健康の保持増進

- (1) すべての教職員が、児童生徒等の心身の健康課題に適切に対応できる能力を養うため、専門家による研修等を実施し、健康教育に対する意識啓発と資質の向上に努める。
- (2) 学校における児童生徒等及び教職員の健康管理の徹底と学校環境衛生の維持・改善を図る。
- (3) 学校、家庭、地域の医療機関及びその他の関係機関との連携を一層推進し、学校保健委員会などの組織活動の活性化に努める。

3 学校給食

学校給食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1) 児童生徒が食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるよう、学校における指導体制の整備を図り、学校給食を中心とした食に関する指導の充実に努める。
- (2) 献立の多様化や選択給食の導入、食事環境の改善等を図り、楽しい学校給食をとおして、望ましい人間関係の育成に努める。
- (3) 学校給食の安全・安心を確保するため、給食関係者の意識を高め、食品や施設等の衛生管理を徹底し、食中毒等の防止に努めるとともに、学校給食への地場産物の活用を推進する。

第 2 節 学 校 安 全

1 概 況

本県は早くから学校安全の重要性に着目し、児童生徒の発達段階に応じた安全教育及び安全管理を重点目標に掲げ、その推進を図っているところである。県立学校等の安全担当者を対象とした研究会、研修会、学校安全研究大会等を通じて学校安全の強化に努めている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の円滑な運営に協力している。

2 交通安全

(1)平成 25 年度における交通安全教育事業の内容

交通安全指導担当者としての教職員の資質向上を目的として、県立学校の担当者を対象に研修会及び講話を実施した。

(2)表 彰

ア 愛知県交通安全推進協議会表彰

・名古屋市立大磯小学校・阿久比町立草木小学校・新城市立千郷中学校

イ 全国交通安全優良学校表彰

・弥富市立弥富中学校・名古屋市立猪高小学校

(3)児童生徒の交通事故の実態（名古屋市立を除く公立学校のうち県教育委員会健康学習課報告分）

ア 死亡者 （単位：人）

区 分	25 年度
小 学 校	0
中 学 校	0
高等学校全日制	1
高等学校定時制	0
計	1

イ 形態別事故人数

（単位：人）

区 分	被 害	自 損	加 害	計	24 年度
小 学 校	18		1	19	19
中 学 校	8			8	10(1)
高等学校全日制	36(1)	4		40(1)	35(4)
高等学校定時制	6	2		8	12(2)
計	68(1)	6	1	75(1)	76(7)
24 年度	64(7)	5	7	76(7)	

（注）（ ）内は死亡者の再掲

ウ 状況別事故人員

（単位：人）

区 分	自 転 車 乗 車 中	歩 行 中	二 輪 車 運 転 中	二 輪 車 同 乗 中	四 輪 車 運 転 中	四 輪 車 同 乗 中	そ の 他	計
小 学 校	7	12						19
中 学 校	5	3						8
高等学校全日制	25(1)	4	6			5		40(1)
高等学校定時制	2		5	1				8
計	39(1)	19	11	1	0	5	0	75(1)
24 年度	36(2)	18(2)	8	5(1)	4	4(2)	1	76(7)

（注）（ ）内は死亡者の再掲

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の活動

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づいて平成15年10月1日に設立された。学校安全の業務としては、学校安全の普及充実と災害給付等の事業を行っている。

(1)平成25年度の災害共済給付の状況

学 校 別 種 別	医療費（負傷・疾病）		障 害		死 亡		合 計		
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	
小学校	41,625	169,947,604	4	10,520,000	0	0	41,629	180,467,604	
中学校	40,478	214,982,325	2	3,500,000	0	0	40,480	218,482,325	
高等学校	全	42,426	361,801,212	6	4,100,000	2	56,000,000	42,434	421,901,212
	定	310	1,956,450	0	0	0	0	310	1,956,450
	通	14	94,004	0	0	0	0	14	94,004
高 専	182	1,050,652	0	0	0	0	182	1,050,652	
幼稚園	2,526	9,929,352	1	2,100,000	1	28,000,000	2,528	40,029,352	
保育所	5,790	24,330,704	0	0	0	0	5,790	24,330,704	
計	133,351	784,092,303	13	20,220,000	3	84,000,000	133,367	888,312,303	

(2)学校安全と普及活動

昭和36年以降、前年度の災害発生状況や給付の実態などを分析し、災害発生原因の追究と災害防止の資料として機関誌を学校、幼稚園、関係団体へ配布している。

4 高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」

学校における地震防災対応能力の向上と、将来にわたって地域における防災リーダーとなる人材の育成を図るため、平成16年度より高校生を対象としたセミナーを開催している。平成25年度は名古屋大学と連携して開催し、2年間にわたる活動として実施した。

参加校15校（IV期校：名古屋市立1校、私立2校、県立12校）

- ・名古屋市立山田高等学校 ・中京大学附属中京高等学校 ・誠信高等学校 ・旭丘高等学校
- ・松蔭高等学校 ・瀬戸窯業高等学校 ・小牧南高等学校 ・木曾川高等学校
- ・佐織工業高等学校 ・横須賀高等学校 ・豊野高等学校 ・岡崎高等学校
- ・知立東高等学校 ・豊橋工業高等学校 ・蒲郡高等学校

5 学校安全優良校の表彰

学校安全に積極的に取り組み成果を上げている学校を表彰した。

- ・新城市立新城こども園 ・名古屋市立白鳥小学校 ・津島市立西小学校
- ・田原市立堀切小学校 ・名古屋市立名塚中学校 ・常滑市立鬼崎中学校
- ・知立市立竜北中学校 ・愛知県立豊田東高等学校 ・愛知県立豊川養護学校

第3節 学 校 保 健

1 児童生徒の発育状況（平成25年度学校保健統計調査愛知県分集計）

区 分			身 長 (cm)		体 重 (kg)		座 高 (cm)	
			平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差
男 子	幼 稚 園	5 歳	110.3	4.53	18.8	2.34	62.0	2.61
		6 歳	116.2	5.21	21.2	3.43	64.6	3.00
	小 学 校	7 歳	122.4	4.96	24.0	3.98	67.8	2.95
		8 歳	127.6	5.19	26.8	4.94	70.0	2.97
		9 歳	133.0	5.36	29.7	5.63	72.4	2.93
		10 歳	138.7	6.00	33.7	7.52	74.8	3.21
		11 歳	144.4	7.27	37.6	8.43	77.4	3.93
	中 学 校	12 歳	152.0	7.66	42.8	9.17	81.1	4.24
		13 歳	159.1	7.68	48.0	9.42	84.7	4.45
		14 歳	164.6	6.47	53.6	9.63	87.9	3.88
	高 等 学 校	15 歳	167.7	5.91	56.6	8.84	89.8	3.49
16 歳		169.6	5.90	60.0	9.96	90.7	3.38	
17 歳		171.1	5.66	62.6	9.68	91.9	3.07	
女 子	幼 稚 園	5 歳	109.4	4.56	18.4	2.24	61.4	2.63
		6 歳	114.9	4.87	20.4	2.97	64.0	2.78
	小 学 校	7 歳	121.1	5.17	23.3	3.78	67.0	3.03
		8 歳	126.7	5.38	25.9	4.06	69.7	3.04
		9 歳	133.7	6.17	30.1	5.89	72.8	3.37
		10 歳	139.7	6.75	33.4	6.65	75.7	3.73
		11 歳	146.5	6.81	38.4	7.99	79.1	3.98
	中 学 校	12 歳	151.8	6.05	43.0	7.78	82.3	3.60
		13 歳	154.5	5.44	46.6	7.67	83.9	3.32
		14 歳	156.2	5.30	49.1	7.24	85.0	2.97
	高 等 学 校	15 歳	157.1	5.27	51.1	7.51	85.3	2.99
16 歳		157.4	5.32	51.4	7.04	85.6	3.05	
17 歳		157.9	5.23	52.3	7.97	85.6	3.03	

（注1）年齢は平成25年4月1日現在の満年齢である。

（注2）標準偏差は、平均値に対し、データの分布の広がり幅（ばらつき）を示す数値の一つであり、平均値を中心とした左右対称の釣り鐘型の分布（正規分布）では、平均値±標準偏差の範囲に全体の68.3%が含まれ、2倍の範囲内に95.5%が含まれる。

2 児童生徒の健康管理

学校保健安全法に基づき、身長、体重及び座高、栄養状態、視力、聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、心電図、尿、寄生虫卵、脊柱側弯、保健調査、HBs抗原抗体検査について、小・中学校の児童生徒は市町村教育委員会で、県立学校の児童生徒は県教育委員会でそれぞれ検査を実施した。

3 教職員の健康管理

(1) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、小・中学校の教職員については市町村教育委員会で、県立学校教職員については県教育委員会でそれぞれ実施した。

(2) 休職・休職期間延長（更新）・復職審査

ア 休職審査

各種疾病により休職を希望する者から、県教育委員会が指定した必要書類が提出された場合、休職の可否を審査している。

イ 休職期間延長（更新）審査

休職者の期間延長（更新）は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

ウ 復職審査

休職者の復職は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

(3) 教職員健康審査会委員

教職員健康審査会委員には、内科・外科・耳鼻咽喉科・眼科・精神科・皮膚科・泌尿器科・整形外科・産婦人科等の専門医 24 人を委嘱している。

4 学校保健の振興

(1) 学校保健の推進

小学校では、教師の指導と学校・家庭とが一体となった組織活動を通して、健康と安全に対する習慣形成と環境整備に努めた。

中学校では、健康と安全な生活を目指し、保健教育と保健管理の充実を図り、教師・生徒の組織活動を通して学校保健の推進を期した。

高等学校、特別支援学校では、学校保健組織・体制の整備を図るとともに、精神保健管理及び循環器管理並びに安全教育の充実・強化を図った。

(2) 訪問指導

年間計画に基づいて、小・中・高等学校、特別支援学校を対象に訪問指導を実施し、学校経営の実情と学校保健活動の実態を把握して保健行政の参考にするとともに、学校保健に関する諸問題について指導・助言を行った。

(3) 健康推進学校の表彰

ア 平成 25 年度健康推進学校は、小学校 541 校・中学校 233 校の応募があり、書類審査の結果に基づいて実施審査を行い、次のとおり被表彰校を決定した。

平成 25 年度 愛知県健康推進学校表彰校

	小学校	中学校
特別優秀校	犬山市立城東小学校 東海市立横須賀小学校 碧南市立中央小学校 豊橋市立下地小学校	小牧市立応時中学校 新城市立八名中学校
優秀校	東郷町立高嶺小学校 蟹江町立舟入小学校 豊田市立高嶺小学校 田原市立大草小学校	
優良校	稲沢市立六輪小学校 瀬戸市立東山小学校 岡崎市立六ッ美西部小学校 蒲郡市立竹島小学校 名古屋市立鶴舞小学校	愛西市立永和中学校 刈谷市立依佐美中学校 名古屋市立大曾根中学校

上記の表彰は、平成 25 年 10 月 23 日（水）、中電ホールで行われた愛知県学校保健研究大会の席で行った。

5 養護教諭の配置状況

各学校で児童生徒の健康管理をしている養護教諭の配置状況は次のとおりである。

なお、平成 25 年度は 202 校において複数配置が実施されている。

(25. 4. 1 現在)

学校種別			区分	学校数 (校)	養護教諭配置状況		
					1人配置校(校)	2人配置校(校)	養護教諭数(人)
公立 小・中 学校等	小学校	本校		712	673	39	751
		分校		3	2	0	2
	中学校	本校		305	261	44	349
		分校		2	1	0	1
県立 学校	高等学校	全日制	本校	146	53	93	239
			校舎	1	1	0	1
	定時制		28	27	1	29	
	通信制(併設含む)		2	0	0	0	
	特別支援学校	本校	26	1	25	51	
		校舎	2	2	0	2	
合計			1,227	1,021	202	1,425	

第 4 節 学 校 環 境

環境衛生対策

学校の環境衛生については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号、法改正により平成 21 年 4 月 1 日付けで「学校保健法」から題名が改正）に規定する学校環境衛生基準に基づき、毎学年定期に環境衛生検査を実施し、学校の適切な環境の維持に努めるとともに、日常的な点検も併せて行うことにより、環境衛生の維持又は改善を図ることを指導した。

県立学校に対して、次の項目について環境衛生検査を実施させ、適切な維持管理等について指導を行った。

【検査項目】

毎学年 2 回：教室等の空気（温度、相対湿度、換気（二酸化炭素）、浮遊粉じん、気流等）、照度、雑用水

毎学年 1 回：揮発性有機化合物（シックハウスの原因となるホルムアルデヒド及びトルエン）、ダニ又はダニアレルギー、騒音レベル、飲料水、水泳プール（使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回）、ネズミ・衛生害虫等

第 5 節 学 校 給 食

1 学校給食の現況

学校給食は、義務教育諸学校をはじめ夜間定時制高等学校、特別支援学校において「学校給食法」及び関係法により、児童生徒を対象に実施されている。

(1) 学校給食実施状況

県内公立小中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校の完全給食実施率は 99.9% である。

食物アレルギー等により給食を受けない児童生徒を除いた完全給食実施人数の総数に対する割合は、小学校で 99.9%、中学校で 87.1% であり、中学校は、ミルク給食と合わせると 99.6% となる。

学 校 給 食 実 施 状 況 (25.5.1 現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(定時)		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	
総数	978	417,278	418	209,768	30	3,602	33	6,965	1,459	637,613	
完全給食	実施数	977	416,696	417	182,663	30	3,358	33	6,599	1,457	609,316
	実施率(%)	(99.9)	(99.9)	(99.8)	(87.1)	(100.0)	(93.2)	(100.0)	(94.7)	(99.9)	(95.6)
ミルク給食	実施数			26,177							26,177
	実施率(%)			(12.5)							(4.1)
計	実施数	977	416,696	417	208,840	30	3,358	33	6,599	1,457	635,493
	実施率(%)	(99.9)	(99.9)	(99.8)	(99.6)	(100.0)	(93.2)	(100.0)	(94.7)	(99.9)	(99.7)

(注 1) 学校数は分校も 1 校とし、人数は 5 月 1 日現在の総数であり、国立及び私立学校を除く。

(注 2) 給食実施人数は、食物アレルギー等により給食を受けない人数を除いた実際に給食を受ける人数である。

(注 3) 未実施校は、名古屋市立分校(小学校 1 校、中学校 1 校)である。

(注 4) 名古屋市の中学校はスクールランチ方式であり、基準日(5 月 1 日)に実際に喫食した人数を完全給食、他をミルク給食として計上しており、学校数は完全給食に含む。

完 全 給 食 実 施 形 態 (25.5.1 現在)

区 分		小学校	中学校	夜間定時制 高等学校	特別支援 学 校	計
単独調理場方式	実施数(校)	407	53	30	33	523
	実施率(%)	(41.7)	(12.7)	(100.0)	(100.0)	(35.9)
共同調理場方式 (88 施設)	実施数(校)	570	257	0	0	827
	実施率(%)	(58.3)	(61.6)	(0.0)	(0.0)	(56.8)
全面委託 (名古屋市スクールランチ)	実施数(校)	0	107	0	0	107
	実施率(%)	(0.0)	(25.7)	(0.0)	(0.0)	(7.3)
計		977	417	30	33	1,457

(2) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

学校給食の衛生・栄養管理と調理員の指導等、給食の管理・運営面の充実を図るため、昭和49年6月22日「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正により、学校栄養職員は、県費負担教職員に位置づけられ、以後定数配置について整備を図ってきた。

また、平成16年5月に学校教育法等が改正されたことにより、子どもの食育を担う栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から配置可能となった。

栄養教諭・学校栄養職員配置状況(単位:人) (25.5.1現在)

区分	小学校	中学校	共同調理場	夜間定時制高校 特別支援学校	教育委員会等	計
	学校栄養職員	133	16	93	24	
うち給与負担法対象職員数	123	13	93	24	-	253
栄養教諭	64	19	86	11	1	181

(3) 米飯給食実施状況

昭和51年2月10日学校給食法施行規則の一部が改正されて、米飯が学校給食制度上に明確に位置付けられ、昭和55年7月以降、全小・中学校が米飯給食を実施するに至っている。

県は、文部科学省からの平成21年3月31日付け「学校における米飯給食の推進について(通知)」を踏まえ、米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土への関心を深めること、食の安全・安心の確保、食料自給率の向上や環境への配慮などの観点も勘案し、米飯給食の週3回以上実施を目標とし、地場産の米や小麦を活用したパン給食など、地域の特性を踏まえた取組にも配慮しながら、実施回数の増加を図るように指導している。

米飯給食実施状況(完全給食実施分) (25.5.1現在)

区分	小学校		中学校		高等学校(定時)		特別支援学校		計		
	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	学校数(校)	児童生徒数(人)	学校数(校)	児童生徒数(人)	
自校 (共同調理場) 炊飯	実施数	53	3,843	25	5,720	27	2,999	11	2,213	116	14,775
	実施率(%)	(5.4)	(0.9)	(6.0)	(3.1)	(90.0)	(89.3)	(33.3)	(33.5)	(8.0)	(2.4)
委託炊飯	実施数	924	412,853	392	176,943	3	359	22	4,386	1,341	594,541
	実施率(%)	(94.6)	(99.1)	(94.0)	(96.9)	(10.0)	(10.7)	(66.7)	(66.5)	(92.0)	(97.6)
計	実施数	977	416,696	417	182,663	30	3,358	33	6,599	1,457	609,316
	実施率(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

米飯給食回数別実施状況(完全給食実施分) (25.5.1現在)

区分	小学校		中学校		高等学校(定時)		特別支援学校		計	
	学校数(校)	児童数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	学校数(校)	児童生徒数(人)	学校数(校)	児童生徒数(人)
週4回以上	238	99,686	107	50,061	29	3,145	11	1,898	385	154,790
週3.5回	632	271,542	156	81,146	1	213	13	3,137	802	356,038
週3回	107	45,468	45	25,357			9	1,564	161	72,389
その他 (スクールランチ)			109	26,099					109	26,099
計	977	416,696	417	182,663	30	3,358	33	6,599	1,457	609,316

2 学校給食の管理と指導

(1) 栄養管理

学校給食法第8条による学校給食実施基準において、児童及び生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養素として、学校給食摂取基準が示されている。

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準 (25.4.1 施行)

区分 年齢(歳)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g) * 範囲	脂質 (%)	ナトリウム (食塩相当量) (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミ ン				食物繊維 (g)
							A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)	
児童	6-7	20	学校給食 による取 エネ ルギ ー 全 体 の 25%-30%	2 未 満	300	2	150	0.3	0.4	20	4
		16-26									
	8-9	24									
18-32		2.5 未 満	400	4	200	0.5	0.5	25	6		
10-11	750	28	2.5 未 満	400	4	200	0.5	0.5	25	6	
生徒	12-14	30	3 未 満	450	4	300	0.5	0.6	35	6.5	
		22-38									
		25-40									

(注1) 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム：児童（6歳～7歳）70mg、（8歳～9歳）80mg、（10歳～11歳）110mg、

生徒（12歳～14歳）140mg

亜鉛：児童（6歳～7歳）2mg、（8歳～9歳）2mg、（10歳～11歳）3mg、

生徒（12歳～14歳）3mg

(注2) この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

* 範 囲：示した値の内に納めることが望ましい範囲

児童生徒の栄養素等摂取状況（平成25年11月栄養報告書・愛知県）

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪摂取 エネルギー比 (%)	ナトリウム (食塩相当量) (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミ ン				食物繊維 (g)	
							A(μg)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)		
摂取量	小学校	638	25.4	28.8	2.3	340	2.4	281	0.50	0.51	23	4.1
	中学校	790	33.6	26.6	3.0	372	3.2	319	0.62	0.57	27	5.2

(2) 衛生管理

県健康福祉部の協力を得て、学校給食調理場の衛生管理の徹底を図るとともに、各学校における衛生管理についても学校薬剤師の協力を得て徹底を図った。

(3) 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割をもつ。

特に給食の時間では、「楽しく会食すること」「健康によい食事のとり方」「食事と安全・衛生」「食事環境の整備」「食事と文化」「勤労と感謝」などについて、準備から後片付けの実践活動を通して、学級担任と栄養教諭等が連携をもちながら指導を行うとともに、研究委嘱地区の研究成果の配布や各種研修会への参加を通して、給食関係者の資質の向上を図った。

また、学校食育推進の核となる指導者の育成を図ることを目的に、「学校食育推進者養成講座」を開催した。

(4) 学校給食に関する表彰

学校給食充実のため、優良と認められた次表の学校等を県教育委員会が表彰した。

《学校給食優良学校等》

- ・名古屋市立ほのか小学校 ・豊川市立小坂井東小学校 ・みよし市立南中学校
- ・犬山市立羽黒小学校 ・飛島村立小中一貫教育校飛島学園飛島中学校
- ・愛知県立豊橋豊学校 ・扶桑町立学校給食共同調理場

(5) 平成 25 年度学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備事業）交付状況

学校施設環境改善交付金については、学校 2 校、共同調理場 8 施設へ 1,096,512 千円が交付された。

3 学校給食用物資関係

(1) 学校給食用物資

ア 学校給食用米穀の供給については、県内市町村のうち 1 町が地元農協から購入しており、残り 53 市町村は、公益財団法人愛知県学校給食会から愛知県産米を購入している。うち、21 市町村は、地元産等産地や品種を指定して購入している。

イ 学校給食用牛乳については、児童生徒の体位・体力の向上に資するため、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給している。

ウ 学校給食用物資における地場産物の活用については、どの市町村においても取り組んでおり、JA と連携したり、地元農家と連携したりしているが、青果物については安定供給が難しいなど課題も抱えている。

エ 県立学校で使用されている食品・食器等について安全を確保するため、食品衛生法上の登録検査機関へ検査を委託した。なお、委託した検査は、延べ 173 件で、食品衛生法（規格基準）に適合しないものはなかった。

検 査 実 施 件 数

区 分	実施件数（件）	食品衛生法（規格基準）不適合数（件）
定 量 検 査	15	0
ガスクロ（ECD）による検査	56	0
0.157 及び 0.26 検査	102	0
計	173	0

(2)委託加工工場

ア パン工場は、県教育委員会の定めた選定要件並びに選定基準に基づき、審査委員会を開催し、県学校給食会が指定する。

なお、炊飯工場及びめん工場についても、当該選定要件等に準じて県学校給食会が指定する。

イ 平成 25 年度末現在の委託加工工場は、次のとおりである。

- ・ パン 23 工場
- ・ 炊飯 28 工場
- ・ ソフトスパゲティめん 19 工場

(3)公益財団法人愛知県学校給食会（豊明市阿野町惣作 87 番地の 1）

昭和 24 年県学校給食連盟の創立から財団法人化を経て、昭和 49 年には県学校給食総合センターを整備し、平成 24 年の公益法人移行に至るまで、県内一円の学校給食用物資を適正かつ円滑に供給するため、物資の仕入れ、保管及び輸送を行い、学校給食用物資の安全確保と安定供給に努め、併せて学校給食の普及充実と食育の推進のために諸事業を行っている。

ア 役員（25.7.1 現在）

- ・ 理事 13 人 うち理事長 長谷川純一（代表理事）
- ・ 監事 2 人
- ・ 評議員 15 人
- ・ 顧問 1 人（県教育長 野村道朗）

イ 事業

(ア)学校給食用物資の安定供給に関する事業

・ 学校給食用物資取扱状況

物資名	数量	金額
学校パン	20,627,418 食	1,035,149 千円
米飯	79,648,639 食	4,270,023 千円
めん類	9,946,780 食	507,194 千円
米穀類	274,341 kg	97,864 千円
牛乳	120,352,886 本	5,343,662 千円
冷凍食品	1,672,782 kg	1,429,642 千円
その他	943,228 kg	482,294 千円
計	—	13,165,828 千円

・ 学校給食の多様化と地場産物活用の推進に伴い、冷凍食品を始めとする物資の研究開発を図るとともに、県内産農産物の学校給食への利用に積極的に取り組んでいる。

(イ)学校給食用物資の安全確保と衛生管理に関する事業

基本物資を始め学校給食用物資の検査を行い、物資の安全供給に努めており、自主検査や依頼検査を行っている。

(ウ)学校給食の普及啓発と食育の推進に関する事業

学校給食関係職員の技術講習を始め、各種の研修・講習会を県教育委員会及び県学校給食センター連絡協議会等関係団体との共催、あるいは食育の推進支援に向けた自主的な研修事業等を行っている。